

平成29年度実施施策に係る政策評価書

施策名	目標10-2 放射性物質汚染対処特措法に基づく除染等の措置等					
施策の概要	放射性物質汚染対処特措法に基づき、除染等の措置等を迅速に実施する。					
達成すべき目標	東京電力福島第一原子力発電所の事故によって放出された放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減する。					
施策の予算額・執行額等	区分	27年度	28年度	29年度	30年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	491,416	657,009	473,025	401,113
		補正予算(b)	78,301	297,826	-42,450	-
		繰越し等(c)	91,433	-55,886	97,462	/
		合計(a+b+c)	661,149	898,949	528,037	
執行額(百万円)	548,242	852,812	445,447			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針 ・原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針 ・総理所信表明演説「原発事故で大きな被害を受けた福島では、帰還困難区域を除き、ほぼ全ての避難指示が解除されたことに続き、先月から中間貯蔵施設が稼働しました。除染土壌の搬入を進め、二〇二〇年には身近な場所から仮置き場をなくします。」(2017年11月・抜粋) 					

測定指標	追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト以上の地域	施策の進捗状況(実績)		目標	達成
		追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト未満の地域における、年間追加被ばく線量	<p>除染特別地域においては、平成28年度末までに、全ての市町村で帰還困難区域を除く避難指示区域における面的除染が完了した。</p> <p>なお、避難指示解除の要件(①空間線量率が推定された年間積算線量が20ミリシーベルト以下になることが確実であること、②電気、ガス、上下水道、主要交通網、通信など日常生活に必須なインフラや医療・介護・郵便などの生活関連サービスが概ね復旧すること、子どもの生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗すること、③県、市町村、住民との十分な協議)が充足された地域は避難指示の解除が順次進められ、平成29年4月1日までに、帰還困難区域を除き、ほぼすべての避難指示が解除された。</p>	<p>各自治体の特別地域内除染実施計画に定めるとおり</p> <p>当該地域を段階的かつ迅速に縮小(ただし、線量が高い地域は長期の取組が必要)</p>	-
		<p>政府としては、除染のみならず、モニタリングや食品の安全管理、リスクコミュニケーション等の施策を通じ、住民の方々が生活する中で、個人が受ける追加被ばく線量を、長期目標として、年間1ミリシーベルト以下になることを目指し放射線防護措置に取り組んでいるところ。</p> <p>その中で除染については、除染特別地域においては、上述の通り、平成28年度末までに、全ての市町村で帰還困難区域を除く避難指示区域における面的除染が完了し、汚染状況重点調査地域では、平成30年3月までに、全ての市町村で面的除染が完了した。</p> <p>なお、平成28年度末までに、12市町村において、地域の放射線量が毎時0.23マイクロシーベルト未満となったことが確認され、汚染状況重点調査地域の地域指定が解除された。これにより、汚染状況重点調査地域に指定されている市町村は104市町村から92市町村になっている。</p>	<p>長期的な目標</p> <p>総合的・重層的な放射線防護措置により個人が受ける年間追加被ばく線量1ミリシーベルト以下を目指す</p>	-	

	中間貯蔵施設の整備及び除去土壌等の搬入の推進	施策の進捗状況(実績)					目標	達成	
		福島県内の除染に伴い発生した土壌や廃棄物等を福島県外で最終処分するまでの間、安全かつ集中的に管理・保管する中間貯蔵施設については、平成28年3月に「中間貯蔵施設に係る「当面5年間の見通し」」を公表しており、これに沿って事業を進めている。 用地については、平成30年3月末時点で全体面積の約52.8%に当たる約874ヘクタールが契約済となっている。 施設については、平成28年11月に土壌貯蔵施設などの本格施設の整備に着工し、平成29年6月に除去土壌等の分別処理を開始し、10月には分別した土壌の貯蔵を開始した。 輸送については、平成30年3月までに、累計で約76万㎡の除去土壌等を中間貯蔵施設に搬入したところである。 除去土壌等の減容・再生利用については、平成28年4月に除去土壌等の減容・再生利用に係る技術開発戦略を取りまとめ、同年6月には福島県内から発生した除去土壌を対象として「再生資源化した除去土壌の安全な利用に係る基本的考え方」を公表した。これらに基づき、除去土壌の再生利用実証事業を進めているところ。					長期的な目標		
							中間貯蔵施設の整備及び除去土壌等の搬入	—	
	仮置場から中間貯蔵施設への搬入量	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		23年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	29年度	○
		—	—	2千㎡	4.5万㎡	18.4万㎡	53万㎡	50万㎡	
	年度ごとの目標		—	—	5万㎡	15万㎡	50万㎡		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) ○放射性物質汚染対処特措法の成立(平成23年8月)後、基本方針の閣議決定、関係政省令の制定、除染関係ガイドラインの作成等を経て、平成24年1月から全面施行され、本法の基本方針等に基づき、除染等の措置等に取り組んできたところ。 具体的には、国が除染を行う除染特別地域については、平成28年度末までに、全ての市町村で帰還困難区域を除く避難指示区域における面的除染が完了した。 市町村が中心となって除染を実施する汚染状況重点調査地域についても、平成30年3月までに、全ての市町村で面的除染が完了した。 なお、平成28年度末までに、12市町村において、地域の放射線量が毎時0.23マイクロシーベルト未満となったことが確認され、汚染状況重点調査地域の地域指定が解除された。これにより、汚染状況重点調査地域に指定されている市町村は104市町村から92市町村になっている。 ○平成28年3月に「中間貯蔵施設にかかる当面5年間の見通し」を公表し、これに沿って事業を行っているところ。 平成30年3月までに、累計で約76万㎡の除去土壌等を搬入し、施設の整備に必要な用地取得については、平成30年3月末時点で、約874haの用地を取得し、「当面5年間の見通し」で定めている目標を超えたところ。
	施策の分析	○面的除染の完了を受け、今後は、除染により生じた除去土壌等の適正管理を行うとともに、仮置場等の原状回復に係るガイドラインに沿って、取組を着実に進めていくことが重要。 ○引き続き、「平成30年度の中間貯蔵施設事業の方針」に基づき、用地取得、施設整備や除去土壌等の輸送を着実に進めていくことが重要。
	次期目標等への反映の方向性	面的除染の完了を受け、今後は、除染により生じた除去土壌等の適正管理に取り組むとともに、仮置場等の原状回復に向けた取組等を着実に進めることが新たな課題となっているところ。については、平成30年度については、当該課題の現状と進捗を適切に確認できるよう、測定指標の見直しを行うこととする。 一方、中間貯蔵施設の整備及び除去土壌等の搬入については、引き続き継続的な取組が必要であり、現行の指標を維持する。

学識経験を有する者の知見の活用	放射性物質汚染対処特措法施行状況検討会、環境回復検討会、中間貯蔵施設安全対策検討会、中間貯蔵施設環境保全対策検討会、中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送に係る検討会、中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略検討会等
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	—
---------------------------	---

担当部局名	環境再生事業担当 参事官室 環境再生施設整備 担当参事官室	作成責任者名 (※記入は任意)	環境再生事業担当 参事官 環境再生施設整備担 当参事官	政策評価実施時期	平成30年8月
-------	--	--------------------	--------------------------------------	----------	---------